

第598号
2018年4月13日

共同実施を断念させよう

東学



東京都学校事務職員労働組合
東京都新宿区高田馬場 3-14-14
03-3367-6783
東学Web <http://tougaku.net/>

東学に結集して闘おう

学校職場では定数削減や年々増大・複雑化する業務負担の中で、長時間労働・労働強化がますます深刻化しています。とりわけ新規採用者や他局等から転入された方の負担は大きく、心身を壊してしまう人も近年は珍しくありません。

納得いかないこと、不当なことには「おかしい」と声を上げられる場が必要です。

そして、それを都教委、地教委等にぶつけることが必要です。

その時、権限、情報量などに関して非対称性のもとにある労使が対等の立場で話し合うことを可能にするためには、組合に一人でも多くの人が結集し、数の力を背景にすることが必要不可欠です。

東学に結集してともに闘いましょう。

◆ 東京型共同実施は、アウトソーシングの一步手前 ◆

都教委は「義務制の都費正規事務職員を半減させる」ことを目的として、小中学校事務の共同実施を推進しようとしています。正規事務職員を学校現場から引き上げて拠点校の共同事務室に集め、概ね4名で7校分の業務を行わせる一方で、各学校現場(連携校)は非常勤事務職員(都費支援員)で対応させるというのが、その内容です。(なお「共同実施」と呼ばれるものは他県でも広がりつつありますが、東京型の共同実施とは内容的に全く異なります。)

正規事務職員を学校現場からはがすことは認められません。学校にいてこそその学校事務職員です。しかも、共同事務室での業務は現場にいなくてもできる仕事(給与・旅費・共済等)が中心となり、まさにアウトソーシング一步手前の状況になります。

都費支援員という新たな非正規職員を増やすことも問題です。

さらに共同実施が業務の非効率化、教育活動への影響、副校長や都費支援員・市費事務職員をはじめとする学校現場の負担増を招くことは実施地区の現状からすでに明らかになっています。試行地区・計画地区では管理職からも不安の声があがり、そのため本格実施を延期した地区もあります。

東学は7者協(東学・都校職組・AIM'89、事務ユニオン・東京教組・都立学校支部小中学校部・都教組事務職員部)の場で、共同実施反対の運動を続けてきました。その結果「10年のスパンで半減」という2012年開始時点での都教委の目論見を大きく後退させています。

◆ 「標準的職務表」反対！事務職員への安易な業務押し付けは許さない ◆

都教委は2月8日、「学校における働き方改革推進プラン」を公表しました。しかし「プラン」は、「学校における働き方改革」を謳いつつも、専ら教員の勤務時間についてしか問題意識が持たれておらず、事務職員については、安易に教員の過剰業務を押し付けることができる負担転嫁先としか扱われていません。

「プラン」は「21教総総第1669号「学校事務職員の標準的職務について(通知)」の「学校事務職員の標準的職務(別表)」を改めて各地教委に周知するとしています。しかし「標準的職務表」なるものには、出勤簿管理・私費会計・窓口対応・学校施設開放事務など一切合切の業務が盛り込まれており、とても1校1名の小中学校事務職員に処理できる業務量ではありません。その過大さ、非現実さのため、実際にはどの地区でもこの「標準的職務表」はお蔵入りしてきました。都教委はそれを「改めて周知する」として蒸し返そうとしています。

◆ 学校徴収金の無償化・公会計化を実現しよう ◆

給食費等の学校徴収金は、現在、ほとんどの自治体で私費会計として扱われています。

そのことは地方自治法の総計予算主義に照らして違法であり、その「業務」にたずさわることが「職務専念義務違反」となりかねません。

また公費でない以上、その「業務」量は職員定数上も算定されません。(したがって、そもそも教員・事務職員いずれの職務でもありません。事務職員については、中学校などの複数配置校等において、校内での「話し合い」の上、多くは、やむなく「校務分掌」として分担してきた、という経緯があるにすぎません。)

公費でない以上、会計管理室のチェックも一切入りません。その分、校内チェックなど学校の事務処理が煩雑になりがちであり、担当者に多大な実務的・心理的負担を強いています。最悪の事態としての着服や紛失等の不幸な会計事故も後を絶ちません。

東学は自治労・自治労学校事務協議会に結集し、学校徴収金の無償化と当面の措置としての公会計化、また公会計化後も学校に一定の業務が残る場合には教職員定数を見直すよう要求してきました。今、国はようやく、私費会計の違法性、またその「業務」が学校職員にとって大きな負担となっていることを認めるに至っており、「公会計化することによって学校職員の業務ではなく自治体の業務とすべきである」との方向性を示しています。

しかし現在、都教委は公会計化についてはやる気がなく、そればかりか「標準的職務表」によって、私費会計のまま業務を事務職員に押し付けようとしています。

◆ 賃金削減、業績評価体制に反対の声を上げよう ◆

東学は大都市東京で生活できる給与の引き上げを求め、給料月額・特別給の大幅な一律引き上げを要求しています。

今、都・都教委が人事制度において最も重視しているのは「職責・能力・業績」であり、その基礎にしているのが業績評価です。しかし業績評価に完全な客観性・公平性を担保するのは不可能であり、恣意的評価も排除できません。それによって職員間の賃金、処遇に格差をつけることなど認められません。

◆ 憲法改悪に反対します！ ◆

◆ 「戦争法」の廃止を求め、「戦争する国づくり」を認めません！ ◆

◆ 労働法制改悪に反対します！ ◆

◆ 脱原発社会をめざし、原発再稼働に反対します！ ◆

都教委が地教委に、異動内示名簿を所属に下ろすよう依頼

他局・都立学校の職員はTAIMSにより、3月に異動内示名簿の閲覧が可能。にもかかわらず、小中学校事務職員のみ、ほとんどの地区で異動内示名簿を閲覧できないという状況が続いていた。都教委からの異動内示名簿が地教委止まり、学校に送信されていなかったからだ。

東学は、2月15日、都教委に「義務制学校事務職員に対する差別的取扱いの是正を求める要求書」を提出、その中で、小中学校事務職員が少なくとも学校関係の異動情報について、他局・都立学校より遅れることなくアクセス可能となる手段を講じるよう要求していた。

その結果、今回、都教委は地教委に対し、異動内示名簿を所属に下ろすよう依頼した。(皆様の地区ではちゃんと3月に配信がありましたか?)

[加入のお申し込み・ご相談先]

世田谷区立駒沢中学校・事務室 松永哲次 TEL03-3422-7402